

第1章 はじめに

I 計画策定の趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災では、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されました。（平成 30 年 12 月基本計画の変更について閣議決定）

また、福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画（以下「県地域計画」という。）」を平成 28 年 3 月に策定し、令和元年 6 月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

本市においても、基本計画及び県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域・経済社会の構築に向けた「市の強靱化」を推進するため、「大野城市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

II 計画の位置づけ

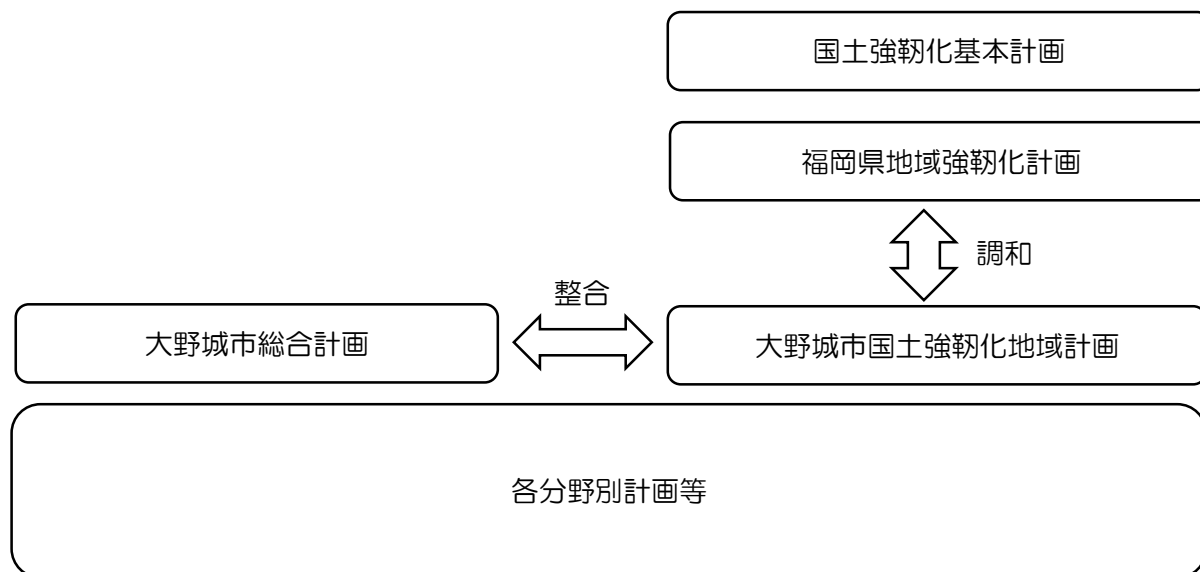
本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国の基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「大野城市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「大野城市地域防災計画」や各分野別計画等における本市の地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性を持つ計画として位置づけるものです。

III 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間とし、「第 7 次大野城市総合計画」策定時には、大野城市総合計画と一体的に策定します。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢、経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

※大野城市国土強靱化計画と大野城市総合計画、他計画との関係イメージ



第2章 大野城市の地域特性

I 市の概況

1. 自然的条件

(1) 位置・面積

本市は、東経 130 度 28 分、北緯 33 度 32 分、福岡市の南東、博多湾から約 10km 内陸部に位置しています。市域は東西約 6km、南北約 8.5km で、面積は 26.89km²です。市の中心部の幅は約 1km しかなく、ひょうたん型をしています。周辺自治体との位置関係は、北東部は宇美町・志免町と接し、北部から西部にかけては福岡市・春日市と、南部は筑紫野市・那珂川市と、南東部は太宰府市と接しています。

(2) 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋気候区への漸移帯と考えられます。過去 20 年間における年平均気温は約 16.5℃、年平均降水量は約 1,910mm で、概して温暖な気候の地域です。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増しています。

(3) 地形、地質

市内の北東部には大城山（四王寺山）、乙金山、南部から南西部には背振山地の牛頸山を中心とする小連山があり、貴重な緑（市域の約 4 割が森林）が残されています。中心部は平坦で市域の約 5 割を占め、そこでは御笠川に牛頸川が合流し、やがて博多湾へと注いでいます。なお、牛頸川の上流には県営牛頸ダムがあり、市内各地にため池が 32 か所点在しています。

市内の地質は、かこう岩を基盤とし、丘陵・台地部、平野部に洪積層が分布しています。沖積層は御笠川と牛頸川沿いに分布し、砂質地盤を主体とし、軟弱地盤はみられません。台地・丘陵地の洪積層の層厚は薄く、基盤のかこう岩類が露出する地域が多くなっています。

また、平野部の第四紀層の基底部までの厚さ（基盤岩深度）は、おおむね 20m 程度以下です。なお、玄海灘から福岡平野にかけてほぼ北西部と南東部に分布する警固断層帯が、市内の中央を縦断する位置に存在しています。

2. 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本市の人口・世帯数は、平成 19 年 4 月 1 日当時（93,381 人・37,294 世帯）から令和 3 年 3 月 31 日までに、総人口が 8,087 人（8.7%）増加し、総世帯数も 7,881 世帯（21.1%）増加しています。なお、1 世帯当たりの人員は減少を続けています。また、少子高齢化が進む中、災害時に自力での避難行動や避難生活が困難な要配慮者の割合も増加していると考えられます。

(2) 土地利用

本市の市街地は、昭和 40 年代の大規模な住宅団地開発や、九州自動車道、国道 3 号バイパス（現国道 3 号）の開通、土地区画整理事業等の社会基盤整備に伴い、拡大してきました。市の中心部を JR 鹿児島本線と西鉄天神大牟田線が並走し、JR の大野城駅と水城駅、西鉄の白木原駅と下大利駅があります。

現在、西鉄春日原駅周辺、白木原、下大利に商業地域、南ヶ丘に近隣商業地域があり、駅を中心に利便性の高い街が形成されています。国道 3 号沿いの御笠川、仲畑には、準工業地域が広がり、南ヶ丘、つつじヶ丘、月の浦等は第一種低層住宅専用地域として、良好な住居環境を形成しています。なお、市街化区域内の農地は宅地化により減少しています。また、市内の北東部と南西部の山麓地域等の市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めています。

（3）建物

本市の建物棟数は、全体で 23,688 棟あります。そのうち、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 74%、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物は約 26%です。また、全体の 23,688 棟のうち住宅は 20,689 棟あり、うち木造戸建て住宅は 14,875 棟、共同住宅等は 5,814 棟（非木造戸建て住宅 3,795 棟、共同住宅 2,019 棟）となっています。

固定資産課税台帳（令和 2 年 8 月現在）

Ⅱ 災害危険性

1. 災害履歴

大野城市における災害履歴を、異常気象報告及び現地調査などの資料を元に本市の各種災害の特徴を整理しました。結果は以下のとおりです。

■大野城市における災害履歴年表

年	災害区分	災害概要
平成 11 年	豪雨災害	九州北部では、停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、6月29日早朝から記録的な豪雨となった。福岡市では1時間に77mmの降雨量があり、6月の1時間雨量としては、観測開始以来最高の降雨量を記録した。 本市では、災害対策本部を設置し、陸上自衛隊福岡駐屯地に自衛隊の派遣を要請した。記録的な大雨により、市内では道路の冠水や損壊があり、御笠川（大字筒井）の一部が氾濫した。
平成 15 年	豪雨災害	7月19日牛頸浄水場で1時から6時までの5時間で総雨量は281mmに達し、3時から6時の3時間では212mm、3時から4時の1時間には100mmの猛烈な雨を記録した。 市では災害対策本部を設置し、仲畑地区に避難勧告を発令、陸上自衛隊福岡駐屯地に自衛隊の派遣を要請した。記録的な豪雨により市内では道路の冠水や平野台では土石流が発生した。
平成 17 年 福岡県西方 沖地震災害	震災	平成17年3月20日10時53分博多湾沖を震源とする福岡県西方沖地震（M7.0 震度6弱）が発生した。 本市では、震度5弱を記録し、4月20日6時11分には震度5弱の余震が発生している。 市内では、軽症1人、屋根瓦や壁面の一部損壊等153件、余震では、軽症2人、屋根瓦や壁面の一部損壊等95件が発生した。
平成 21 年 中国・九州 北部豪雨	豪雨災害	7月24日午前9時の降り始めから26日の午後9時までの3日間で587mm（筑紫総合庁舎雨量計）を記録。 1時間雨量の最大は、24日午後6時50分からの1時間に95mm。 7月24日午後11時に乙金東区の一部に避難指示を発令、7月26日午後9時36分に中区の一部に避難勧告を発令。本市では、九州自動車道で、乙金山からの土砂崩れのため2人（北九州在住）の尊い命が犠牲になった。市内各所では、民家の床上・床下浸水、事業所の浸水、道路の冠水・損壊、山間部斜面の土砂崩れ等が発生した。

平成 30 年 7 月豪雨	豪雨災害	<p>7 月 5 日午前 8 時の降り始めから 7 日までの 3 日間で 460mm（太宰府アメダス）を記録。</p> <p>1 時間雨量の最大は、6 日午後 2 時から 3 時の 47mm。6 日午後 2 時に御笠川では最高水位 5.42m を記録。</p> <p>土砂災害危険度情報も非常に高まり、6 日午後 5 時に本市に大雨特別警報（土砂災害）が発表された。</p> <p>6 日午後 4 時に乙金東 1 丁目の一部、中 2 丁目の一部に避難指示（緊急）を発令。民家の床上浸水、土砂流出、水路溢水、市内 2 か所でのがけ崩れ等が発生した。</p>
------------------	------	---

2. 想定される災害リスク

（1）風水害

本市で想定される水害としては、御笠川の外水氾濫（溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫）、内水氾濫（河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水）、防災重点ため池の決壊（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害のおそれがあるため池）が想定されます。

外水氾濫については、平成 11 年と平成 15 年の豪雨災害等の災害を踏まえて御笠川の改修が行われたため、氾濫の危険性は減少し、平成 22 年 5 月の御笠川浸水想定区域の指定の変更では指定区域の面積は減少していました。

福岡県は平成 30 年 4 月、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を公表しました。これは、既公表の計画規模降雨によるものに加え、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等が新たに公表されたものです。この結果、想定最大規模降雨（レベル 2）での洪水浸水想定区域が従来の区域に比べ大きく広がるとともに、浸水した場合に想定される水深も深くなり、それに対する避難方法等の確立が今後の課題となっています。

また、市内の御笠川沿いの地域では引き続き左岸側 2 か所（延長 2.44km）と右岸側 1 か所（延長 1.13km）が重要水防箇所として指定されています。

内水氾濫については、平成 29 年度の想定される最大規模の降雨のシミュレーションによる浸水区域を想定し、ため池決壊についても、令和元年度にシミュレーションによる浸水区域を想定しました。

なお、外水氾濫及び内水氾濫の浸水被害が想定される区域については、「大野城市ハザードマップ」に記載しています。

（2）土砂災害

本市は、過去に土石流等の土砂災害にしばしば見舞われています。いずれの土砂災害も集中豪雨に伴うもので、乙金での宅地造成箇所の盛土崩壊の発生、此の岡池への土石流の流入及び決壊による下流地域への土砂氾濫等、人的な被害、道路や人家の被害等が発生しています。近年では、平成 15 年 7 月 19 日に平野台、平成 21 年 7 月 26 日に九州自動車道（乙金）で土砂崩れが発生しました。

現在、市域内において、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき土砂災害警戒区域等（土石流：22 か所・急傾斜地の崩壊：34 か所）に指定（県指定）されています。また、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区：9 か所・崩壊土砂流出危険地区：13 か所）に指定（県指定）されています。

（3）地震災害（福岡県における想定地震）

県内には、主要な活断層として「小倉東断層」、「西山断層」、「警固断層帯」、「水縄断層」、「福智山断層」、「宇美断層」の6つの断層があります。

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24年3月）」（以下「県地震アセス報告書」という。）では、これら6断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される4断層（①小倉東断層、②西山断層、③警固断層帯、④水縄断層）について、地震による被害予測を行っています。

これら4つの断層のうち、断層の配置等から本市に甚大な被害をもたらすのは警固断層帯であると推定されます。この警固断層帯南東部の想定地震モデルとして、県地震アセス報告書では、本市に関する警固断層帯の想定地震モデルを、福岡県西方沖地震の震源から南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけての部分とし、震源断層の長さ27km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）、地震の規模をマグニチュード7.2と想定しています。

なお、警固断層帯については、福岡県西方沖地震の発生に伴い切迫性が高まっていると考えられることから、福岡県西方沖地震で活動したと考えられる北西部と南東部に分けてモデルを想定しています。

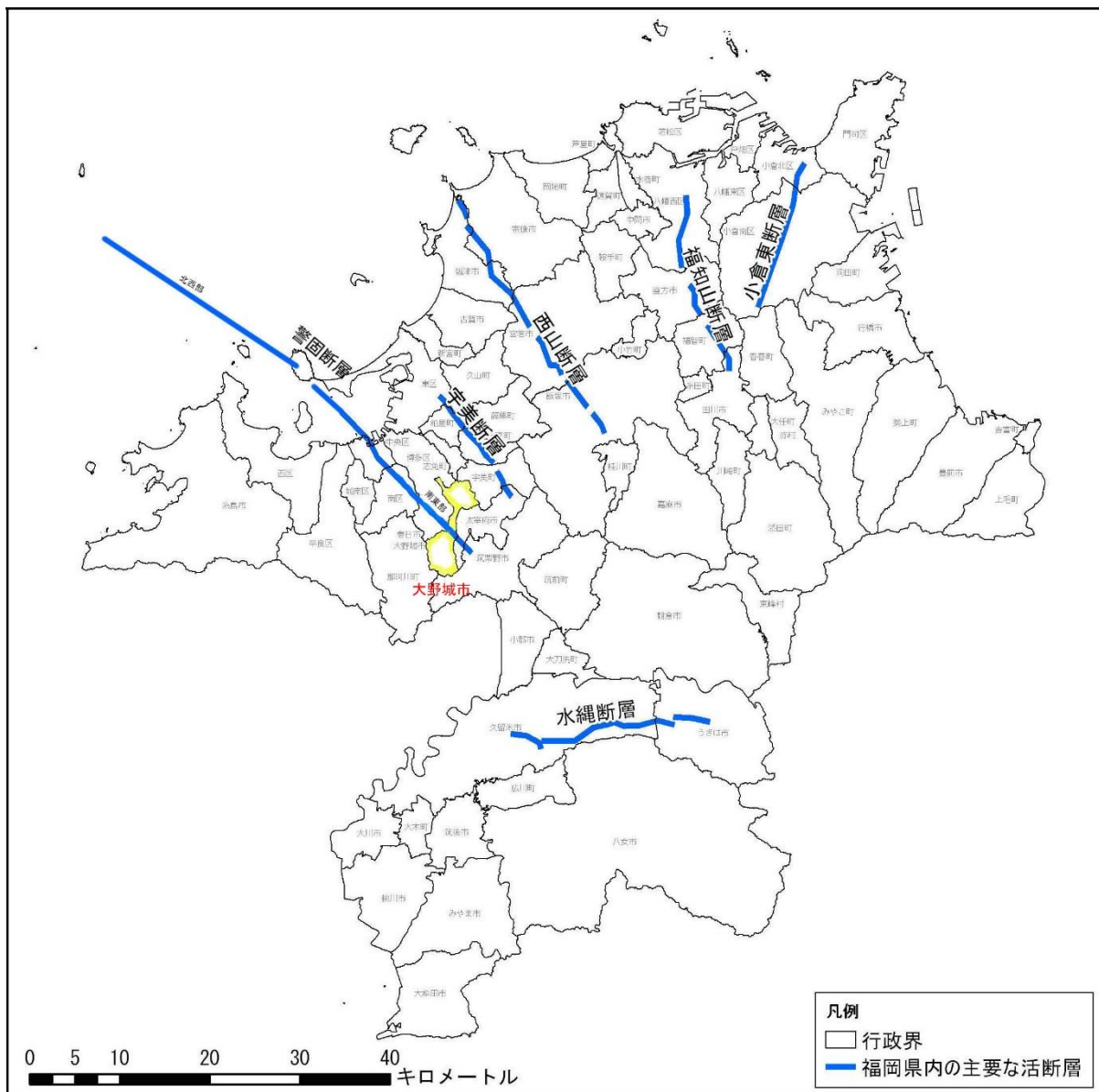
また、県地震アセス報告書では、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価（平成24年2月）等を参考として、警固断層帯（南東部）の30年以内の地震の発生確率を0.3%～6%としています。

■警固断層の諸元

断層名 項目	断層長さ	活動の規模	活動間隔	直近の 活動時期	地震発生確立 (30年内)
警固断層帯 (南東部)	27km	M=7.2	約3,100～ 5,500年	約4,300～ 3,400年前	0.3～6%

出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）

■ 想定地震の震源断層分布図



出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）に一部加筆

第3章 地域強靱化の基本的な考え方

I 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画は、大野城市総合計画とその基本構想におけるまちの将来像『未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市』を掲げる本市の強靱化を推進するため、基本計画及び県地域計画と同じ次の4項目を基本目標とします。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

推進にあたっては、市民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

II 計画の対象とする災害リスク

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本市における過去の災害被害及び県地域計画の内容を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とすることとします。

そのため、県地域計画に示されている大規模災害のうち、本市の地域特性を考慮し、以下の2種類の大規模災害によるリスクを想定することとします。

なお、地震については、平成24年3月の「県地震アセス報告書」をもとに被害予測を想定しています。

災害の種類	災害の規模
大雨・土砂災害	大雨特別警報級の大雨及びそれに伴う土砂災害等の発生 (主に御笠川や牛頸川の氾濫や市内各所での内水氾濫、土砂災害警戒区域等における土砂災害等)
地震災害	警固断層帯(南東部)地震(想定マグニチュード7.2)の発生

Ⅲ 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の方法

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされています。

本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、脆弱性の評価を実施しました。

2. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されていますが、本計画では、本市の地理的、社会・経済的条件、災害特性から、県地域計画との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、25項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を本市の特性を踏まえて設定しました。

■ 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	被災地における医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺、長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上下水道の長期にわたる機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 脆弱性の評価結果

25 項目の「起きてはならない最悪の事態」について、その課題を抽出するとともに、次のとおり脆弱性の評価を行いました。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊等による多数の死傷者の発生

- ① 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。
- ② 本市の公共施設耐震化工事は完了しているが、公共施設等マネジメント計画に基づいて改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。
- ③ 地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。
- ④ 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。
- ⑤ 大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、県や関係機関等と連携を図り、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
- ⑥ 大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に支障を来すことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるようにする必要がある。

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

- ① 近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地域の実態や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道(雨水)の整備を推進する必要がある。
- ② 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水等により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、災害情報伝達システムやホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める必要がある。
また、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する必要がある。
- ③ 異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する必要がある。

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- ① 近年の気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加等に伴い、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、県等と連携し、市民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進するとともに、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。
- ② 集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。
- ③ 異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、総合防災マップやホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める必要がある。
また、県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。
- ④ 異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する必要がある。
- ⑤ 県が公表している大規模盛土造成地の抽出結果等に基づき、市内の大規模盛土造成地を調査し、安全性の把握・確保を推進する必要がある。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

- ① 高齢者、障がいのある人等の要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・関係者への共有、個別支援計画の高齢者、障がいのある人等の要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・関係者への共有、個別支援計画作成の促進、避難行動要支援者の支援を想定した情報伝達や安否確認、避難訓練など、平時からの対策の推進が求められる。
- ② 防災関係機関との情報伝達手段の整備に努め、学校等における防災教育や防災訓練等を通じて災害対応能力の改善・強化を図っていく必要がある。
- ③ 住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、SNSなど多様な情報提供ツールの活用による情報収集・発信に取り組む必要がある。関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、避難指示等の避難行動に関する情報を迅速・正確に発信する方法の改善に取り組んでいく必要がある。
- ④ 福祉団体等の関係機関と連携し、迅速に災害関連情報を収集するとともに、要支援者に適切に情報が伝達できる環境を整備する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。
- ② 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。
- ③ 物流ルートを確実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
- ④ 大野城市備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄及び管理を行うとともに、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。
- ⑤ 大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄や協定の締結等、供給体制の整備に努める必要がある。
- ⑥ 被災による物資供給に対し、国、県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

2-2 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

- ① 災害時に市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制を充実する必要がある。
- ② 消防機関への応援要請を速やかに行えるよう情報連絡体制を整えるとともに、自衛隊、警察、消防等救出救助機関からの応援部隊の迅速な受入体制の整備を推進する必要がある。
- ③ 災害対応において関係機関ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について統一化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。
- ④ 地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る必要がある。

2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- ① 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。
- ② 駅周辺などに滞留している帰宅困難者や、市内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う必要がある。

2-4 被災地における医療機能の麻痺

- ① 大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制(人材の育成や訓練、医薬品の供給体制等)を構築しておく必要がある。
- ② 平時から、県保健医療調整本部や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る必要がある。
- ③ 災害発生直後の急性期(おおむね 48 時間以内)に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症の大規模発生

- ① 感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、適切な感染防止対策の徹底や医療従事者の巡回などにより避難者の健康管理に注意する必要がある。
また、災害時の円滑な医療活動のため、関係機関等と災害時の応援協定等に基づき適切に連携を図る必要がある。
- ② 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に策定済みの下水道事業業務継続計画の適切な見直しとともに下水道施設の耐震化などを推進する必要がある。
- ③ 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。
- ④ トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ① 避難所における感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを作成するとともに、市や地域の方々との避難所運営訓練を重ね、避難所運営の改善、強化を図っていく必要がある。
- ② 不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延などによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する必要がある。
- ③ 避難所における住民生活等に必要不可欠な電力確保のため、非常用発電機やその燃料等を確保する必要がある。
- ④ 被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受入体制を整備する必要がある。
- ⑤ 車中泊や在宅避難等、指定避難所以外の避難者の把握をするとともに、その避難者への情報提供や健康管理に関する体制を整備する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

- ① 市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、公共施設の安全対策の推進を図る必要がある。
- ② 迅速な応急・復旧業務に対応するため、職員の初動対応能力向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- ③ 市有施設の耐震化や浸水対策を推進するとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
- ④ 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画(BCP)の見直し、実効性向上を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺、長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

- ① 発災後、必要な情報を確実に伝達するため、災害情報伝達システムや防災メールまもるくん、SNSをはじめとする多様な伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
- ② 電力の供給停止等により、情報通信が麻痺又は長期停止した場合でも、市民等が防災情報等を収集できるよう、公衆無線 LAN 環境の整備や情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。
- ③ 災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、各区との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達体制を構築する必要

がある。

- ④ 災害発生時における通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する必要がある。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

- ① 災害等での停電に備え、公共施設、住宅、事業所等における電気を確保するため、再生可能エネルギー（太陽光発電システムなど）とともに、燃料電池や蓄電池等の利用を促進する必要がある。
- ② 地域における再生可能エネルギーの自給率向上やエネルギーの共有化を図る地域循環型共生圏の構築について、国や県、エネルギー供給事業者などの関係機関との連携を図りながら検討する必要がある。
- ③ 避難所における住民生活等に必要不可欠な電力確保のため、非常用発電機やその燃料等確保する必要がある。【再掲2-6-③】

5-2 上下水道の長期にわたる機能停止

- ① 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。【再掲2-1-①】
- ② 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【再掲2-1-②】
- ③ 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に策定済みの下水道事業業務継続計画の適切な見直しとともに下水道施設の耐震化などの推進に取り組む必要がある。【再掲2-5-②】

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

- ① 物流ルートを確実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。【再掲2-1-③】
- ② 街路事業や道路事業等により、災害時に緊急輸送道路や避難路となるなど、都市基盤として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした、道路環境の整備を進めて行く必要がある。
- ③ 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に推進する必要がある。

また、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を推進する。

- ④ 発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され、情報錯綜による緊急車両の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有や情報発信について国、県、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

- ① 防災インフラである、河川堤防・ダム・治山施設・砂防施設等は県管轄であるため、情報共有するとともに、必要に応じて改修等の要望を行っていく必要がある。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

- ① 市内事業所の事業継続力を強化するため、商工会と市が共同で作成した「事業継続力強化支援計画」に基づき、防災意識の向上活動、事業継続計画(BCP)の作成支援、災害発生時の情報収集等の協力体制を構築する必要がある。
- ② 物流ルートを実実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。【再掲2-1-③】

6-2 食料等の安定供給の停滞

- ① 大規模自然災害等が発生した場合において、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。
- ② 大野城市備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄及び管理を行うとともに、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。【再掲2-1-④】
- ③ 被災による物資供給に対し、国、県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。【再掲2-1-⑥】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

- ① 市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、施設・消防水利の強化を図る必要がある。
- ② 震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域の解消や市街地の不燃化、延焼遮断帯の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、木造住宅密集地域については、市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底し、狭あい道路等の整備とあわせ、不燃化・耐震化を促進することにより、防災性の確保を図る必要がある。
- ③ 大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。
- ④ 公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- ① 豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県が作成した浸水想定区域図を基に市ハザードマップを作成するなど必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理に努め、計画的に整備していく必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性があることから、定期的な間伐、主伐等により、森林を適切に管理していく必要がある。
- ② 集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。【再掲1-3-②】
- ③ 農林業従事者は年々減少傾向にあることから、新規の農林業従事者及び担い手の確保・育成支援の充実が必要である。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

- ① 大量の災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画は既に策定しているため、今後は、その実効性向上に努める必要がある。
- ② 大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制の整備が必要である。
- ③ 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ① 災害時には、市の能力には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・共助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の支援等、防災連携体制の確立を図り、市民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。
- ② 復興の基盤整備を担う建設業や農林水産業の人材を育成するとともに、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整備する必要がある。
- ③ 発災後、迅速かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を進めておく必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失

- ① 災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、各区や自主防災組織の活動支援のほか、マンションやアパート居住者の自治会への加入促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。
- ② 大野城市の自然・歴史・文化的環境のなかで生まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時から関係団体等と連携を図っていくとともに、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる
事態

① 応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう、建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要がある。

また、被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県と連携し、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、状況に応じて対応する必要がある。

第4章 強靱化施策の取組方針

I 地域の強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するため、防災訓練、防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に強靱化を推進します。

(2) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域の強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官と民（市民、コミュニティ、事業者等）が連携と役割分担を行って、一体的に取り組みます。

(3) 公共施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

(4) 地域の強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人のつながりを重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、強靱化を地域社会全体の取り組みとして推進します。

(5) 多様な性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時に全ての市民が円滑かつ迅速に避難できるよう、避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、多様な性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等の避難行動に配慮するとともに、支援が必要な人への支援体制を整備します。

II 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置付けた各種施策については、「大野城市総合計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に推進します。

また、本計画では、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより、取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。加えて、本計画に大きく関連する「防災アセスメント調査」等自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や取組方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

Ⅲ 起きてはならない最悪の事態ごとの取組方針

脆弱性評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取組方針を次のとおり定めました。

目標1：直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊等による多数の死傷者の発生

【住宅・建物等の耐震化の推進】

○大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

【公共建築物の耐震化の推進】

○本市の公共施設耐震化工事は完了しているが、公共施設等マネジメント計画に基づいて改築・更新等の維持管理を適切に行う。

【医療機関、社会福祉施設の耐震化の推進】

○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【不特定多数の人が利用する建築物の耐震化の推進】

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。

【交通施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の強化】

○大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、県や関係機関等と連携を図り、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

【電柱倒壊時の早期撤去・復旧体制の強化】

○大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に支障を来すことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるようにする。

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

【河川改修や公共下水道（雨水）の整備の推進】

○近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地域特性や緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備を推進する。河川改修は県管轄であるため、情報共有するとともに、必要に応じて改修等の要望を行っていく。

【住民への情報提供の推進】

- 異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水等により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、災害情報伝達システムやホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める。
- 県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する。

【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進】

○異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する。

1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

【土砂災害に対する安全度の向上促進】

○近年の気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加等に伴い、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、県等と連携し、市民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進するとともに、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【治山施設や森林整備の推進】

○集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

【住民への情報提供の推進】

- 異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、総合防災マップやホームページ等、複数の手段により住民への情報提供に努める。
- 県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害が発生するおそれがある土地の区域

を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【要配慮者利用施設における避難確保計画の策定促進】

○異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設における避難確保計画の策定を促進する。

【大規模盛土造成地の調査推進】

○県が公表している大規模盛土造成地の抽出結果等に基づき、市内の大規模盛土造成地を調査し、安全性の把握・確保を推進する。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

【要配慮者対策の推進】

○高齢者、障がいのある人等の要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・関係者への共有、個別支援計画の高齢者、障がいのある人等の要配慮者について、避難行動要支援者名簿の作成・関係者への共有、個別支援計画作成の促進、避難行動要支援者の支援を想定した情報伝達や安否確認、避難訓練など、平時からの対策を推進する。

【防災訓練の推進】

○防災関係機関との情報伝達手段の整備に努め、学校等における防災教育や防災訓練等を通じて災害対応能力の改善・強化を図っていく。

【情報提供ツールの活用推進と情報発信の改善】

○住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、SNSなど多様な情報提供ツールの活用による情報収集・発信に取り組む。

○関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、避難指示等の避難行動に関する情報を迅速・正確に発信する方法の改善に取り組んでいく。

【福祉団体等関係機関との連携の推進】

○福祉団体等の関係機関と連携し、迅速に災害関連情報を収集するとともに、要支援者に適切に情報が伝達できる環境を整備する。

目標2：救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【水道施設の耐震化の推進】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

【水道施設の被災状況の把握と応急給水・災害復旧の実施】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る。

【輸送基盤の整備の推進】

○物流ルートを確実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する。

【物資供給に係る備蓄管理と協定締結の推進】

○大野城市備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄及び管理を行うとともに、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

【燃料等の確保推進】

○大規模災害時には、電力やガソリン、石油等の燃料の確保が困難となることが予想されることから、非常用発電機の整備や燃料等の備蓄や協定の締結等、供給体制の整備に努める必要がある。

【受援体制の強化】

○被災による物資供給に対し、国、県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する。

2-2 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

【地域消防体制の充実】

○災害時に市民の安全・安心な暮らしを守る地域の消防力を強化するため、常備消防体制の充実を図るとともに、地域の消防力の核である消防団の団員の確保、活動の支援による地域消防体制を充実する。

【救出救助機関の受入体制の整備推進】

○消防機関への応援要請を速やかに行えるよう情報連絡体制を整えるとともに、自衛隊、警察、消防等救出救助機関からの応援部隊の迅速な受入体制の整備を推進する。

○災害対応において関係機関ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。

【自主防災組織の活性化】

○地域のリーダーを対象とした自主防災組織の運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の活性化を図る。

2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難者対策の推進】

○帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

○駅周辺などに滞留している帰宅困難者や、市内に滞在している観光客に対し、正確かつ迅速に情報提供を行う。

2-4 被災地における医療機能の麻痺

【医療救護体制の構築】

○大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制（人材の育成や訓練、医薬品の供給体制等）を構築しておく。

【災害時医療体制の充実】

○平時から、県保健医療調整本部や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。

○災害発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

2-5 被災地における疫病・感染症の大規模発生

【災害時における医療活動に係る連携の推進】

- 感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、適切な感染防止対策の徹底や医療従事者の巡回などにより避難者の健康管理に注意する。
- 災害時の円滑な医療活動のため、関係機関等と災害時の応援協定等に基づき適切に連携を図る。

【下水道施設に係るハード・ソフト両面からの対策推進】

- 災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に策定済みの下水道事業業務継続計画の適切な見直しとともに下水道施設の耐震化などを推進する。

【被災住居等の消毒・害虫駆除の適切な実施】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める。

【避難所における疾病等予防対策の推進】

- トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所運営の改善・強化】

- 避難所における感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを作成するとともに、市や地域の方々との避難所運営訓練を重ね、避難所運営の改善、強化を図っていく。

【二次健康被害の防止対策の推進】

- 不慣れな避難所生活、不特定多数の避難者との共同生活により、体調不良者や感染症のまん延などによる二次健康被害の発生が懸念される。避難者の健康管理や快適な環境の整備等、避難所における安全対策に万全を期する。

【避難所における電力等の確保】

- 避難所における住民生活等に必要不可欠な電力確保のため、非常用発電機やその燃料等を

確保する。

【災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制の整備推進】

○被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する。

【指定避難所以外の避難者への支援体制の整備】

○車中泊や在宅避難等、指定避難所以外の避難者の把握をするとともに、その避難者への情報提供や健康管理に関する体制を整備する。

目標3：必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

【公共施設の安全対策の推進】

○市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、公共施設の安全対策を推進する。

【職員の初動対応能力の向上】

○迅速な応急・復旧業務に対応するため、職員の初動対応能力向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。

【防災拠点施設の計画的な点検・改修の実施】

○市有施設の耐震化や浸水対策を推進するとともに、災害時に災害対策本部や、避難所などの防災拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う。

【市業務継続計画（BCP）の実行性向上】

○業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し、実効性向上を図る。

目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺、長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

【多様で正確な情報発信の推進】

○発災後、必要な情報を確実に伝達するため、災害情報伝達システムや防災メールまもるくん、SNSをはじめとする多様な伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。

【情報システムや通信手段の耐災害性の強化・高度化】

○電力の供給停止等により、情報通信が麻痺又は長期停止した場合でも、市民等が防災情報等を収集できるよう、公衆無線 LAN 環境の整備や情報通信機能の冗長化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

【各区や要配慮者利用施設への情報伝達の強化】

○災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、各区との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について構築する。

【情報通信機能の冗長性の確保】

○災害発生時における通信インフラの麻痺・停止等に対応するため、情報通信機能に冗長性を持たせる等、環境を整備する。

目標5：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

【災害時の停電に備えた電気の確保推進】

○災害等での停電に備え、公共施設、住宅、事業所等における電気を確保するため、再生可能エネルギー（太陽光発電システムなど）とともに、燃料電池や蓄電池等の利用を促進する。

【エネルギー供給体制の検討】

○地域における再生可能エネルギーの自給率向上やエネルギーの共有化を図る地域循環型共生圏の構築について、国や県、エネルギー供給事業者などの関係機関との連携を図りながら検討する。

【避難所における電力等の確保】

○避難所における住民生活等に必要不可欠な電力確保のため、非常用発電機やその燃料等を確保する。【再掲2-6】

5-2 上下水道の長期にわたる機能停止

【水道施設の耐震化の推進】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。【再掲2-1】

【水道施設の被災状況の把握と応急給水・災害復旧の実施】

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る。【再掲2-1】

【下水道施設に係るハード・ソフト両面からの対策推進】

○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に策定済みの下水道事業業務継続計画の適切な見直しとともに下水道施設の耐震化などを推進する。【再掲2-5】

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

【輸送基盤の整備の推進】

- 物流ルートを実実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する。【再掲2-1】

【緊急輸送道路等の環境整備の推進】

- 街路事業や道路事業等により、災害時に地域防災計画〔資料 P.2-137「緊急輸送道路ネットワーク路線一覧」〕に記載している緊急輸送道路や避難路となるなど、都市基盤として重要な役割を果たす幹線道路をはじめとした、道路環境の整備を進めて行く。

【道路ネットワークの確保】

- 大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に推進する。
- 災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を推進する。

【関係機関との情報共有】

- 発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され、情報錯乱による緊急車両の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有や情報発信について国、県、警察、消防などの関係機関と調整しておく。

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

【防災インフラに係る県との情報共有の推進】

- 防災インフラである、河川堤防・ダム・治山施設・砂防施設等は県管轄であるため、情報共有するとともに、必要に応じて改修等の要望を行っていく。

目標6：経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

【市内事業所の事業継続力の強化】

○商工会と市が共同で作成した「事業継続力強化支援計画」に基づき、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等の協力体制を構築する。

【輸送基盤の整備の推進】

○物流ルートを実実に確保するため、道路・橋梁等の輸送基盤の整備を着実に推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開については、関係機関と十分に連携・協力する。【再掲2-1】

6-2 食料等の安定供給の停滞

【緊急物資集積拠点の整備と事業者等との協力体制の構築】

○大規模自然災害等が発生した場合において、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

【物資供給に係る備蓄管理と協定締結の推進】

○大野城市備蓄計画に基づき、災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な備蓄及び管理を行うとともに、災害時に備蓄物資や必要資機材が不足した場合に備えて、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。【再掲2-1】

【受援体制の強化】

○被災による物資供給に対し、国、県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を行うこと等により物的・人的支援の受援体制を強化する。【再掲2-1】

目標7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

【施設・消防水利の強化】

○市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、施設・消防水利の強化を図る。

【市街地の不燃化等の整備推進や防災性の確保】

○震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域の解消や市街地の不燃化、延焼遮断帯の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。

○木造住宅密集地域については、市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底し、狭あい道路等の整備とあわせ、不燃化・耐震化を促進することにより、防災性の確保を図る。

【避難・救援活動の場の確保】

○大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

【自発的な防災活動計画策定の促進】

○公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【防災重点ため池等の計画的な整備推進】

○豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県が作成した浸水想定区域図を基に市ハザードマップを作成するなど必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持管理に努め、計画的に整備していく。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林の適切な管理促進】

○森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、県の保安林整備事業等を活用し、森林を適切に管理していく。

【治山施設や森林整備の推進】

○集中豪雨や地震の発生頻度の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。【再掲1-3】

【農林業従事者等の確保・育成支援の充実】

○農林業従事者は年々減少傾向にあり、農林業振興の中心的担い手としての役割をもつ認定農業者についても、高齢化・若者の就農率の低下により減少が懸念されていることから、新規の農林業従事者及び担い手の確保・育成支援を充実する。

目標8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理計画の実効性向上】

- 大量の災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画は既に策定しているため、今後は、その実効性向上に努める。

【災害廃棄物処理に係る体制整備の促進】

- 大規模自然災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生し、通常どおりの廃棄物処理が困難となることが予想されることから、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理・処分についての災害時応援に関し関係団体と協定を締結する等、災害廃棄物を迅速に処理する体制を整備する。

【災害廃棄物の仮置き場所の確保】

- 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されることから、早急な復旧・復興のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【地域等の防災行動力の強化】

- 災害時には、市の能力には限界があり、多くの被災者に対してきめ細やかな援助を行うには、自助・共助による助け合いやボランティア、自主防災組織等の協力が不可欠である。ボランティア受入体制の整備や自主防災組織の支援等、防災連携体制の確立を図り、市民へ防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける等、地域における防災行動力の強化を図る。

【復興事業を円滑に実行するための環境整備】

- 復興の基盤整備を担う建設業や農林水産業の人材を育成するとともに、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整備する。

【市街地復興計画の策定準備】

- 発災後、迅速かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を進めておく。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・喪失

【市民対応力の向上】

○災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、各区や自主防災組織の活動支援のほか、マンションやアパート居住者の自治会への加入促進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。

【文化財の耐震化、防災設備の整備等の促進】

○大野城市の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきた文化財等を確実に保存し後世に継承するためにも、平時から関係団体等と連携を図っていくとともに、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【迅速かつ適切な住宅支援】

○応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう、建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、県と連携し、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、状況に応じて対応する。